

2024年 10月 2日

合法証明システム

特種東海製紙株式会社
新東海製紙株式会社

1. 特種東海製紙株式会社及び新東海製紙株式会社は、木質原材料のサプライヤー（納入業者）よりトレーサビリティレポートを入手し、木質原材料の出所・森林の管理方法等を把握することにより、調達した木質原材料の合法性を確認します。また、定期的にサプライヤーを訪問し、取組状況等を調査・確認します。
2. 関連資料については、最低5年間保管し、監査などの必要に応じて開示します。
3. 以上の取り組み状況について、定期的に第三者による監査を実施するとともに、その概要を公表します。

2023年度につきましても、上記方針に則り取り組みを実施し、合法性を確認致しました。

以上